

**60歳以降の収入減や失業でもらえるお金**

高齢者雇用安定法（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）は、65歳までの雇用確保を事業者に義務付けています。2025年3月31日までは年齢により対象者を限定できる経過措置が設けられていますが、同年4月以降は希望者全員に対する継続雇用が義務化されます。

法律の効果もあり、60歳以降も働き続ける人は増えているものの、賃金が大幅に低下するケースがほとんどです。このような賃金低下を補填するのが雇用保険から支給される「高齢者雇用継続給付」です。

**●賃金低下を補う2種類の給付金**

高齢者雇用継続給付には2種類の給付金があり、雇用保険から失業等給付（基本手当）を受給していない人が受け取れるのが「高齢者雇用継続基本給付金」、基本手当を受給した上で60歳以後に再就職した人が受け取れるのが「高齢者再就職給付金」です。それぞれの支給要件は以下のとおりです。

**【高齢者雇用継続基本給付金】**

1. 60歳以上65歳未満で雇用保険の一般被保険者である
2. 雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が通算で5年以上ある
3. 60歳以後の賃金がハローワークにおいて登録された賃金月額（※1）の75%未満である

60歳到達時点において被保険者であった期間が通算して5年に満たない場合でも、その後、被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点で、再度手続きを行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点における賃金月額がハローワークに登録されます。支給期間は65歳に達する月までです。

**【高齢者再就職給付金】**

1. 60歳以上65歳未満で雇用保険の一般被保険者である
2. 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いた
3. 基本手当についての算定基礎期間が5年以上ある
4. 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上ある
5. 再就職後の各月に支払われる賃金が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満
6. 同一の就職について、再就職手当の支給を受けていない

「6.」の再就職手当というのは、失業して基本手当をもらっている人に、早期に安定した就職をしてもらうよう促すための給付です。再就職した時点で基本手当が3分の1以上残っており、1年を超えて雇用される安定した職業に再就職した人に給付されます。

支給期間は、基本手当の支給残日数が200日以上の場合には2年まで、100日以上200日未満の場合には1年までです。2年または1年を経過する前に65歳に達した場合は、支給期間にかかわらず、65歳に達した日の属する月まで打ち切りとなります。

いずれの給付金も、各月の初日から末日まで被保険者でなくてはならず、退職する日が月中である場合、また、高齢者再就職給付金では、再就職先の仕事を始める日が月中である場合、その月の支給はありません。

**●高齢者雇用継続給付は縮小の方向**

高齢者雇用継続基本給付金も高齢者再就職給付金も、賃金の低下率が61%以下の場合はその月の賃金の15%、61%超75%未満の場合はその月に支払われた賃金の低下率に応じて計算します。

支給限度額は36万584円（※2）で、それ以上の賃金をもらっていると支給されません。支給額と賃金の合計額が36万4595円を超える場合、超えた分を減じた額が支給されます。最低限度額は2125円（※2）で、支給額が最低限度額を超えない場合は支給されません。

高齢者雇用継続給付は2024年度まで現状のまま継続されますが、2025年4月以降は、給付率が原則15%から原則10%に縮小されます。これまで段階的に企業に義務付けられて来た65歳までの継続雇用が、2025年度から完全義務化されることに伴うものです。ただし、2025年3月31日までに60歳を迎える人は給付率15%のまま支給されます。

**●65歳以降の失業給付は何度でも**

今後は65歳を超えても働く人が増えてくると思われそうですが、65歳以上の人が離職した場合には「高齢者求職者給付金」が支給されます。65歳以降は雇用保険の基本手当を受けることができないため、それに代わる失業手当という位置づけです。支給要件は次の3点です。

1. 離職時に雇用保険に加入している
2. 離職前1年間に11日以上働いた月が6ヶ月以上ある
3. 「失業」の状態である

支給額は被保険者期間1年以上で基本手当日額の50日分、1年未満で30日分です。65歳未満の基本手当と違い、高齢者求職者給付金を受け取っても年金が減らされることはありません。年齢の上限や回数の制限がないため、要件を満たせば何度でも受け取ることができます。

（※1）60歳到達時点の直前6か月に支払われた賃金の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額（※2）2023年7月31日まで。毎年8月1日に変更の可能性あり。

（クルー 内藤真弓）